

株式会社D A D 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年6月1日から令和12年5月31日までの5年間

2. 内容

目標1：男性労働者で育児休業又は育児目的休暇を取得した者をそれぞれ1名以上とする

(対策)

- 令和7年 7月～ 休業者の業務カバー体制の検討
- 令和7年 9月～ 社員への周知、各部署での業務カバー体制の確認、積極的な取得を心がけるように説明する。

目標2：労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働・法定休日労働の合計時間数を25時間未満とする

(対策)

- 令和7年 7月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和7年 8月～ トップからの長時間労働是正に向けたメッセージの発信
- 令和7年 9月～ 残業が一定時間を超える場合の本人と上司に対する通知・指導の実施